

## 太陽グラントソントン Advisory Insights

フォレンジック&サイバー

今回のテーマ： 不正調査における類似案件調査 後編

### はじめに

前回（[2023年5月 第27号](#)）は類似案件調査の必要性和仮説構築のやり方について解説しました。今回は、引き続き検証範囲の絞り込み方と調査手続について解説します。

### 調査範囲（検証範囲の絞り込み）

不正仮説を検討し、ワーストケースまで想定していくと調査範囲が広範に亘る場合があります。不正調査の時間とリソースは有限ですので、調査範囲はあくまでも企業に重要な影響を与える不正リスクに絞る必要があります。

調査範囲の絞り込みについては幾つかの方法が考えられます。

まず仮説自体を不正手口の実行可能性の観点から絞り込む方法です。個人不正の場合、自身の職務領域・権限、あるいは内部統制や内部監査による不正の予防・発見機能に照らせば、出来ることには限りがあります。前回（[2023年5月 第27号](#)）の営業担当による横領の例で考えれば、営業担当者が預金を横領することはおそらく難しいでしょう。その一方で、経費の不正使用や備品や在庫等の横領、情報漏洩であれば可能性があるかもしれません。販売子会社の社長による不正のケースでは、当該子会社内部の内部統制は相当程度無効化される可能性があります。しかしながら、子会社として実行は出来ても親会社からのモニタリングで発見されてしまう手口もあり得ます。また、押込販売や循環取引等は取引先を巻き込むため、互いの力関係によっては実行が困難な場合もあります。

もう一つの方法は金額的重要性に照らして調査範囲・手続にメリハリをつける考え方です。具体的には、金額的に重要性が低いと思われる手口や拠点について、調査範囲から除外して後日内部監査等でフォローする方法や、データ分析等による兆候分析から調査手続に着手し、問題が検出されたときにドキュメントレビュー等その他の調査手続を本格化させる方法などです。

調査期間を限定することも実務的な対応として考えられます。本件調査の場合、不正が行われていると想定される期間は何らか調査範囲にすべきと考えますが、類似案件調査の場合、調査開始の段階では不正の端緒は検出されていません。直近期を対象に調査をして問題があれば期間を遡って調査する考え方もあります。なぜなら、横領などの個人利得の不正の場合、一度不当な利益を得ることを覚えるとそうした生活からなかなか抜け出せないですし、粉飾決算などの組織不正の場合、業績を好転させるか、あるいは赤字が容認されるような特殊要因がなければ一度不正な手口で業績を達成すると翌期以降もその水準を維持するために不正の継続を余儀無くされるためです。

### 類似案件調査の手続

類似案件調査の調査手続は本件調査と共通します。ただし、類似案件調査は不正の端緒が検出されていない段階で実施するので、不正の端緒を発見するという要素が加わります。そこで、不正の端緒を発見するための手続の例として、①データ分析、②アンケート調査、③デジタル・フォレンジックの3つを例示します。

#### ① データ分析

データ分析では不正行為の結果生じるデータ上の特徴や不整合を捉えることで、不正の端緒を検出します。例えば、未出荷売上では、売上計上日が出荷日の前になるという不整合が生じます（但し物流データは改ざんされていない場合）。その他にも財務データ分析も代表的な例になります。架空売上を計上すると当該債権は回収されずに滞留するため、売上債権の回転期間が長期化するという特徴が生じます（但し売上債権勘定を更に操作していない場合）。

データ分析の長所は、データを用意できれば（実務上はそれが大変なことも少なからずありますが）短時間に大量の分析を行えることです。このため、データ分析はリスク領域を捉える初期的な分析から特定の疑わしい取引を検出する詳細分析まで様々な場面で実施されます。

## ② アンケート調査

アンケート調査は、広く従業員や取引先から不正あるいは不正の端緒に関する情報を収集するものです。リニエンシー（課徴金減免制度）のような特別な手段を用いる場合は別にして、通常、不正実行者による自白回答は期待できませんので、不正が行われている現場周辺にいる本人以外からの情報の収集が主たる目的となります。したがって、アンケートの送付範囲と質問項目の設定が重要なのはもちろんですが、回答者が不利益を受けないと企業側を信頼できる状況を整えることが重要です。具体的には、記名・匿名のいずれかにするか、回答の送付先と共有範囲をどうするか、実施に際してのトップメッセージの内容、仮に圧力がかかった場合の対応方法などを検討します。

アンケートは、送付先を広めることで情報を入手できる可能性を高めることはできますが、その一方で物理的な手数が増えることは勿論、調査目的と関係のない情報が集まることでかえって効率的な調査が阻害されることがあります。また、送付先を広げることで回答の回収に問題が生じた場合、アンケート自体の有効性に疑義が生じることもあるので注意が必要です。

## ③ デジタル・フォレンジック

まず、システムへのアクセス履歴やデータ変更履歴を検証することが考えられます。例えば、マスターデータを改ざんして支払先を操作する手口で不正送金が行われているのであれば、ログを分析するのが網羅的かつ効率的でしょう。

デジタル・フォレンジックによるメールレビューは、前述の2つの手続に比べると費用がかかる傾向があるため調査範囲等の設計には注意が必要ですが、不正の端緒を見つけることが期待されます。例えば、前回（[2023年5月 第27号](#)）に上げた組織不正の例であれば、当該子会社及びその他販売拠点の社長、経理部長、営業部長などを対象に実施することが考えられます。メールレビューでは、事案に関連するドキュメントを絞りこむためにキーワードを設定しますが、その設定によって顕在化していない類似事案の端緒を調査することも出来ます。

## 会計監査人との連携

最後に類似案件調査の範囲及び手続を検討する際の検討要素として、会計監査人との連携について解説します。財務諸表に影響を与える不正の場合、会計監査人は本件事案、及び類似案件事案の実態が財務諸表に反映されていることを監査する必要があります。適正な財務諸表を作成する責任は第一には企業にありますので、会計監査人は企業による不正調査の内容とその結果を反映した財務諸表を監査します。そのため不正の影響額や識別した内部統制の不備について最終的には企業と会計監査人との間で認識が一致することが望まれます。今回解説した調査範囲を絞るための金額的な重要性についても、監査人は財務諸表に与える影響という観点で独自の基準を持っていますので、それとのすり合わせが必要になります。したがって、財務諸表に影響を与える可能性がある不正が発見された場合には、企業は速やかに会計監査人と連携することが重要です。

## お見逃しなく！

類似案件調査は俗に言う「悪魔の証明」であり、未発見の不正がないことを証明することは困難です。そのなかで企業としては、自社が認識している、あるいは認識し得る事実関係を踏まえて合理的な調査を実施することが求められます。この合理性には、不正の存在可能性についての論理的考察とともに経済的な効率性も含まれます。徒にコストを掛けるとかえって無駄遣いの批判を受けることもあるので難しいところです。調査による効果（将来的な予防効果を含む）と費用を比較してバランスの良い調査をすることが理想です。

以上